

総行給第33号
令和2年9月1日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための
防疫等作業手当の特例の運用に係る状況調査の結果について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用に係る状況調査については、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用に係る状況調査の実施について」(令和2年7月7日付け総行給第27号)において調査へのご協力をお願いしたところですが、別紙のとおり、調査結果を取りまとめましたので送付いたします。

各地方公共団体におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に今後とも取り組む中で、本調査結果を参考としつつ、引き続き、人事院規則9-129(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例)の改正内容及びその趣旨や、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」(令和2年4月21日付け総行公第70号・総行給第15号)を踏まえ、必要に応じて、当該特例の創設又は改正を行うなど適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室
電話 03-5253-5549 (直通)

防疫等作業手当の特例の運用状況調査の結果について（概要）

1. 調査対象

都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）
 （3,274 団体）※令和2年7月豪雨の影響により回答することが困難である団体を除く。

2. 調査時点

令和2年7月7日

3. 調査目的・結果

国において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、令和2年3月18日に防疫等作業手当の特例が定められたことを受け、地方公共団体において、制度創設の検討に資するよう、各団体における特例の創設状況等を各地方公共団体に提供するもの。

<結果概要>

(団体)

	都道府県	指定都市	中核市	特別区	その他市町村	一部事務組合等	合計	
I 防疫等作業手当の特例を創設	44	19	41	14	270	78	466	
制定方法								
① 条例・規則等を改正、制定	38	14	37	14	231	59	393	
② 上記以外（規程の改正・制定、附則、特例条例制定等）	6	5	4	0	39	19	73	
職種・職員								
③ 全職種・全職員	41	17	35	4	230	66	393	
④ 上記以外	3	2	6	10	40	12	73	
作業場所について								
⑤ 武漢からの政府チャーター機、ダイヤモンド・プリンセス(DP)号、帰国法人・DP号下船者が宿泊する施設内	12	2	16	2	69	9	110	
⑥ 上記⑤以外のうち、	・ 病院	39	14	30	13	203	49	348
	・ 患者収容等にあたる宿泊施設	44	15	25	12	127	15	238
	・ 病院・宿泊施設への移動時の動線	39	13	37	13	151	38	291
	・ 病院・宿泊施設への移動時の車内	44	18	39	14	163	42	320
⑦ ⑤・⑥以外	39	15	32	9	118	30	243	
作業要件について								
⑧ 対象者に接して行う作業、対象者が使用した物件の処理、施設内における長時間のリエゾン、生活支援全般	41	17	37	12	240	71	418	
⑨ 上記以外	19	9	21	5	70	27	151	
支給額								
⑩ 3,000円(作業要件等によっては4,000円)	38	13	31	10	215	45	352	
⑪ 上記以外	6	6	10	4	55	33	114	
II 検討中	3	1	16	4	293	146	463	
III I・II以外（創設予定なし等）	0	0	3	5	1,054	1,283	2,345	
合計	47	20	60	23	1,617	1,507	3,274	

- ※ 「作業場所について」、「作業要件について」において、重複があるため合計団体数は一致しない。
- ※ 作業場所を限定していない場合は、⑤～⑦全てに計上
- ※ 作業要件を限定していない場合は、⑧及び⑨両方に計上

○ 職員・職種を限定している団体（④）について

- ・具体的な職員・職種の内容

学校職員・警察職員を除く職員、健康部及び保健センターに所属する職員、病院事業の職員、消防職員 等

○ 選択肢以外の作業場所（⑦）について

- ・保健所、診療所、衛生研究所（検査機関）、感染者等の自宅・勤務先、感染者・クラスターが発生した施設、PCR 検査の実施場所、警察施設、介護老健保健施設、火災・救急（災害）現場、避難所 等

○ 選択肢以外の作業要件（⑨）について

- ・PCR 検査（補助業務含む）、疫学的調査、検体採取、検体受付、感染症不活性化処理、消毒、防護服等の脱衣補助、胸部X線検査業務、発熱トリアージ、感染者の搬送・移送、検体の搬送、火葬業務、避難所での体調不良者対応、保菌する家畜に対する処理作業 等

○ 支給額について

- ・地方公共団体によっては、1回あたり、1時間あたりで支給額を定めているところもある。
- ・作業時間に応じて支給額を調整（半額等）としているところもある。